

1. 法人税

❖ 生産プロセスの途中で発生した欠陥品に対する案内

2023年3月20日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第796/TCT-CS号の詳細は以下のとおり。

製造過程において欠陥、破損でリサイクルできずに破棄しなければならない商品は法人税法に規定されるケースに該当しない。それによると、破棄される商品の価値は法人税を計算する際に控除されない。

❖ 繰延売却利息からの収入に対する EBITDA の 30%制限に従って控除できる支払利息を決定するための案内

2023年6月19日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第42369/CTHN-TTHT号の詳細は以下のとおり。

会社は繰延利息から収入が生じた場合、この収入は、控除対象純貸付利息費用に算入される期間に発生する預金利息や貸付利息だとみなされない。

2. 外国契約者税

❖ ベトナムへの輸入前のサンプル検査サービスに対する税金

2023年7月5日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第47359/CTHN - TTHT号の詳細は以下のとおり。

外国の会社が、ベトナムで製品を使用するためのライセンスサービスが付随する商品の提供からの売上が発生する場合、その外国の会社は以下のように外国契約者税の適用対象とみなされる。

- 商品の価値とライセンスの価値を分離できない場合：
 - 法人税：課税売上高の2%
 - 付加価値税：課税売上高の3%
- 商品の価値とライセンスの価値を分離できる場合：
 - 法人税：ライセンスからの収入における課税売上高の10%

▪ 付加価値税：

- ライセンスサービスが技術移転法/知的財産法に基づく技術移転/知的財産移転に該当する場合、このライセンスサービスは付加価値税の対象とならない。
- その他のケース：課税売上高の5%

3. 個人所得税

❖ 会社が外国人の協力者と契約を締結する場合に対する個人所得税

2023年7月12日付、ビンズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第13697/CTBDU-TTHT号の詳細は以下のとおり。

それによると、ベトナム国内に居住していない外国人協力者による海外での顧客への会社の商品販売の仲介活動からの所得はベトナム国外で発生した所得だとみなされる。ベトナムに居住していない外国人協力者に仲介料を支払う際には個人所得税を控除しない。

4. 付加価値税

❖ 付加価値税の申告

2023年10月9日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第72028/CTHN-TTHT号の詳細は以下のとおり。

付属ユニットが商品販売を直接行い、付属ユニットによって登録された請求書、または納税者によって付属ユニットを管理する税務当局に登録された請求書を使用し、売上の付加価値税と仕入れの付加価値税を記録して十分に確定申告する場合、財務省発行の通達・第80/2021/TT-BTC号 13条4項の規定に従い、この付属ユニットが付加価値税を申告し、付属ユニットを直轄する税務機関に納税する。

5. インボイス

❖ 輸入品返品インボイスの発行

2023年10月18日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第74367/CTHN-TTHT号の詳細は以下のとおり。

会社は海外から部品を輸入し控除方式による付加価値税を申告したが、これらの部品の品質不良のため、合意において返品する場合、返品する時、会社は政令・第 123/2020/ND-CP 号第 8 条の規定に従って税関機関に対して輸出手続きを行い、返品で輸出される商品に対する付加価値税のインボイスを作成しなければならない。

税率及び税率 0%が適用される条件については、会社は 2013 年 12 月 31 日付の通達・第 219/2013/TT-BTC 号の第 9 条に従って実施する。

❖ **商品販売店への返品インボイスの発行**

2023 年 10 月 16 日、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第 73896/CTHN-TTHT 号の詳細は以下のとおり。

会社が購入者で、販売店（販売者）から商品を購入し、商品を受け取り、販売者がインボイスを発行したが、その後、購入者が商品の規格や品質が適合していないことを発見し商品を返品する場合、販売者は、2020 年 10 月 19 日付、政府発行の政令・第 123/2020/ND-CP 号の第 4 条 1 項に従って返品インボイスを作成し、購入者と販売者が返品に合意したことを明記しなければならない。（購入者が返品インボイスを作成するのではない）

インボイスに表示する付加価値税の税率は、政令・第 123/2020/ND-CP 号の第 10 条 6 項 b に案内されている付加価値税についての規定に従った商品の各類に対する税率である。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。